



JASDAQ

平成27年6月22日

各 位

会 社 名 株式会社 ユタカ技研
代表者の役職名 代表取締役社長 岡 本 稔
(コード：7229、JASDAQ)
問い合わせ先 人事・総務部長 安 間 和 仁
T E L 0 5 3 - 4 3 3 - 4 1 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月27日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第29回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 1) インターネットの普及を踏まえ、公告閲覧の利便性の向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- 2) 会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第6条に自己の株式の取得の規定を新設をするものであります。
- 3) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設をするものであります。
- 4) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮するとともに、今後も相応しい人材を招聘できる環境を整えるため、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設をするものであります。なお、変更案第27条を新設する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。
- 5) 上記条文の新設に伴い、必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以上

(別紙)

変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 ~ 第3条 (条文省略)	第1条 ~ 第3条 (現行どおり)
第4条 (公告の方法) 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	第4条 (公告の方法) 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。但し、事故 その他やむを得ない事由によって電子公告による公 告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載 してこれを行う。</u>
第5条 (条文省略) [新 設]	第5条 (現行どおり) <u>第6条 (自己の株式の取得)</u> 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取 締役会の決議によって市場取引等により自己の株式 を取得することができる。</u>
第6条 ~ 第12条 (条文省略) [新 設]	第7条 ~ 第13条 (現行どおり) <u>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみな し提供)</u> 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載ま たは表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めると ころに従い、インターネットを利用する方法で開示す ることにより、株主に対して提供したものとみなすこ とができる。</u>
第13条 ~ 第24条 (条文省略) [新 設]	第15条 ~ 第26条 (現行どおり) <u>第27条 (取締役の責任免除等)</u> 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、取締 役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役 (取 締役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限 度において免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取 締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、 会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約 を締結することができる。但し、当該契約に基づく責 任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とす る。</u>
第25条 ~ 第31条 (条文省略) [新 設]	第28条 ~ 第34条 (現行どおり) <u>第35条 (監査役の責任免除等)</u> 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、取締 役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役 (監 査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限 度において免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監 査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を 限定する契約を締結することができる。但し、当該契 約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任 限度額とする。</u>
第32条 ~ 第39条 (条文省略)	第36条 ~ 第43条 (現行どおり)